

日野都市計画地区計画の決定（日野市決定）

都市計画日鉱住宅地地区地区計画を次のように決定する。

名 称		日鉱住宅地地区地区計画
位 置 ※		日野市南平九丁目地内
面 積 ※		約7.9ha
地 区 計 画 の 目 標		本地区は、多摩丘陵の北斜面地に位置し、緑に囲まれた住宅地であり、既に低層の戸建住宅を主体とした良好な住環境が形成されている。 そこで、現在の住環境を将来にわたって維持、保全するとともに、快適でうるおいのある宅地の形成を図る。
区域の整備・開発及び保全の方針	土 地 利 用 の 方 針	敷地の細分化、建築物の用途の混在を防止し居住空間を確保することで、良好な住環境を有する低層の戸建住宅地として維持保全を図る。 また、敷地内の緑化を積極的に推進し、うるおいのある住宅地として発展させる。
	地区施設の整備の方針	地区内に一体的に整備されている道路、公園をその機能が損なわれないように維持、保全する。
	建築物等の整備の方針	低層な住宅地として住環境を維持保全するため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度及び建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定め、建築行為を誘導、規制する。 また、垣若しくはさくは、緑化を図るとともに、地震時の倒壊防止のため、生垣を主体とした構造の制限を定める。

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限 ※	次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。 1 住宅（３戸以上の長屋を除く） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令第１３０条の３で定めるもの 3 診療所兼用住宅 4 上記の建築物に附属するもの
		建築物の敷地面積の最低限度	140㎡
		建築物の高さの最高限度	建築物の高さは地盤面から9.0m、軒の高さは6.5mをそれぞれ越えないこととし、かつ階数は地階を除き2以下とする。
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は1.0m以上とする。 ただし、敷地面積が130㎡未満の場合は0.5m以上とする。 また、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。 1 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの 2 自動車車庫で軒の高さ2.3m以下であるもの 3 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下であるもの
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1 建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は、刺激的な色を避け、落ち着いた色調とする。 2 屋外広告物は過大とならず、周辺環境と調和するよう色彩、大きさ及び設置場所に留意し、良好な景観形成の妨げとならない物とする。
		かき又はさくの構造の制限	道路に面する垣又はさく（門柱を除く。）の構造は、生垣又はフェンスとする。ただし、高さ1.2m以下のコンクリートブロック塀等はこの限りでない。

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

※ は知事同意事項

理由：現在まで維持されてきた良好な住環境を将来にわたって保全するため、地区計画を決定する。